

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年2月24日(水)午後2時00分～午後4時05分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)  
出席者 新潟地方裁判所長 都 築 政 則  
司会者 竹 下 雄(新潟地方裁判所刑事部総括判事)  
法曹出席者 神 原 浩(新潟地方裁判所刑事部判事)  
岩 瀬 みどり(新潟地方裁判所刑事部判事補)  
横 田 正 久(新潟地方検察庁三席検事)  
近 嵐 晃 司(新潟地方検察庁検事)  
渡 邊 幹 仁(新潟県弁護士会刑事弁護委員)  
立 川 絵 理(新潟県弁護士会刑事弁護委員)  
裁判員等経験者 6人  
報道機関出席者 (11人)  
新潟日報  
読売新聞  
朝日新聞  
毎日新聞  
産経新聞  
共同通信  
時事通信  
BSN  
NST  
TeNY  
UX

### 第1 自己紹介, 裁判員等を経験しての感想等

都築所長

新潟地裁所長の都築でございます。

本日は, お忙しい中, 本意見交換会にお集まりいただきありがとうございます。裁判員裁判は, 平成21年5月にスタートし, 7年目に入っています。国民の皆様の御理解と御協力をいただき, 既に刑事裁判の姿として定着してきているということができるかと思えます。そして, 全体として見るならば順調に運営されているとは思いますが, 個々の事件ごとに, 細かいことまで検討すると問題がないわけではありません。特に, 昨年10月から12月にかけて公判に52日間を要した大きな事件がありましたが, このような事件を経験することにより, 裁判員裁判の持っている問題点について, 新たな発見があると思われます。また, 私ども, 裁判官, 検察官及び弁護士の法曹三者が裁判員裁判について思っていることと, 裁判員及び補充裁判員の方が新たな目で御覧になって抱かれる感想等とは異なるものと考えられます。裁判員及び補充裁判員経験者の方たちの指摘を受けて初めて浮かび上がってくる問題もあろうかと思われます。

そこで、裁判員及び補充裁判員として貴重な経験をされ、御協力をいただきました皆様の率直な御意見を聴かせていただき、それを参考として、法曹三者が裁判員裁判をより良いものとなるように改善を加えていくという趣旨で、この意見交換会を企画させていただきました。この意見交換会には、メディアの方にも参加していただいておりますが、報道を通じて、裁判員及び補充裁判員経験者の貴重な体験談等を一般の方に伝えていただければ、裁判員裁判に対する理解が広まり、今後裁判員裁判に参加される方たちに正確なイメージを持っていただけるものと期待しております。裁判員及び補充裁判員経験者から忌憚のない御意見等が多数出され、この意見交換会が実り多いものとなりますよう祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

司会者（竹下判事）

刑事部の裁判官の竹下です。よろしくお願ひします。本日の意見交換会の進め方ですけれども、まず、最初に法曹関係者、裁判員、補充裁判員として参加された皆様から一言ずつ挨拶をしていただいた後に実際に事件に関する意見交換を進めていきたいと考えています。具体的な意見交換の内容としては、まず一つ目が、検察官・弁護人の訴訟活動について、二つ目が、証拠調べとその理解のしやすさについて、三つ目が、評議の進め方と話しやすさについて、この三つのトピックについて、皆様にそれぞれ御意見などを伺って進めていった後、メディアの皆様からの御質問を受け付けて意見交換会を終了したいと思っています。それでは、早速ですが、法曹三者の方から簡単に自己紹介をしていきたいと思ひます。

今回、皆様が担当された裁判員裁判は3件ですけれども、3件の裁判員裁判でいずれも裁判長として皆様と評議、判決などを行った刑事部の裁判官の竹下です。率直な意見をお聞かせいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

神原判事

今回の3件中2件について、陪席裁判官として参加させていただきました神原と申します。どうぞよろしくお願ひします。

岩瀬判事補

裁判官の岩瀬と申します。今回の事件3件とも担当させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

横田検事

三席検事の横田でございます。今回の事件のうち、強盗致傷事件と強姦致死事件の一部に公判立会をさせていただきました。昨年度からこの意見交換会に参加させていただいておりますが、毎回新しい発見がございます。皆様の貴重な御意見を参考に裁判員裁判をより良くさせていただきたいと思ひます。是非遠慮なく御意見をお聞かせいただければと思ひます。

近嵐検事

検察官の近嵐と申します。今回の対象となっている事件の中で強姦致死事件を担当させていただきました。本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

渡邊弁護士

弁護士の渡邊幹仁と申します。今回の対象となっている事件の中で強姦致死等の事件

を担当させていただきました。自分自身でも反省する点がありましたが、この意見交換会でも皆様から忌憚のない御意見をいただき今後には生かせればと考えております。よろしく願いいたします。

立川弁護士

弁護士の立川絵理と申します。私も強姦致死等の事件を担当させていただきました。この意見交換会には初めて参加いたしますが、皆様から忌憚のない御意見等を賜れば幸いですので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、続いて裁判員、補充裁判員経験者の皆様から、一言ずつお話を伺っていきたいと思います。まず、1番の方が担当した裁判員裁判は、当時21歳の被告人2名が通行人から金品を強取しようとして共謀して、深夜の2時過ぎに新潟駅付近で自転車に乗っていた23歳の女子大生にいきなりラリアットをして転倒させ、財布や手提げバックなどを奪い、全治まで16日間を要する太腿打撲を負わせた強盗致傷の事案です。1番の方はそのときの感想などを含めて簡単に説明をお願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

私は、平成27年4月に裁判員として事件に関わりました。まさか自分が裁判員になるとは思っていませんでしたので、心の準備もないままに参加させていただきましたが、実際に参加して貴重な良い体験をさせていただいたと思っています。裁判手続では、一つ一つのことをきちんと順序立てて検討することが大切だと改めて感じられた経験でした。

司会者

ありがとうございました。次に2番の方が担当した事件です。夜間金品を盗むためにホテルの従業員寮に侵入した住居侵入の事件とその直後に強盗目的で隣の部屋に侵入し、カッターナイフで24歳の女性を脅かしてこたつコードなどで縛り、蹴るなどした上で財布などを奪い、その後追いかけてきた被害者を階段付近で転倒させて加療10日間を要する背部腰部筋挫傷等を負わせた強盗致傷等の事案です。それでは、2番の方よろしくをお願いします。

2番

これまで、刑事事件については、マスコミを通じてしか知ることがなかったのですが、今回裁判員になってその中身について知ることによって、マスコミの報道と自分たちが裁判手続でやって知ったこととはかなり違うところもあるのかなと感じたり、判決の内容についてもいろいろ考えたり、良い経験をさせていただいたというのが感想です。

司会者

ありがとうございました。3番、5番、6番、7番の方は同じ事件を担当しました。事件の内容ですが、夜間女性に刃物を突き付けて車で連れ去ってわいせつ略取、監禁、強姦した事件2件、わいせつ略取未遂事件1件、わいせつ略取、強姦致死事件1件、逃走未遂事件の合計5件になります。それでは、3番の方からお願いします。

3番

率直に言うと、非常に期間が長かったというのが感想です。また、裁判員として裁判に参加するに当たって、どれだけ感情移入をせず、マスコミの報道に左右されず、どれ

だけ客観視していただけるかということが難しかったという感想もあります。長く裁判員として参加したことにより、ものの見方などを考えさせられた点では、良い経験をさせていただいたと感じています。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方をお願いします。

5番

最初は、あまりにも事件が大きくて最後までやりとおせるかすごい不安があったり、怖いという気持ちを持ったりすることもありました。でも、終わってからは、なかなかできない体験で、非常に貴重な経験をさせていただいたと考えています。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方をお願いします。

6番

普通の専業主婦である私がまさか裁判員になるとは夢にも思っていませんでした。でも、今から思えば、一生に一度しかできないような貴重な経験をさせていただいたという気持ちで一杯です。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方をお願いします。

7番

私は、補充裁判員として参加させていただきました。裁判員と補充裁判員との違いを考えたり、期間が長く様々な難しい問題を抱えていた事件についてどのように審理を進めていくのか見ることができたりして、本当に良い経験をさせていただきました。

## 第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

皆様ありがとうございました。それでは、最初のトピックとして、検察官や弁護人の訴訟活動について、皆様が事件を通じてどのようなことにお感じになられたかということをお伺いしていきたいと思います。内容としては、例えば検察官や弁護人の話し方、声の大きさ、態度について何か気になった点はあるか、冒頭陳述で判断すべき内容の理解ができたか、論告や弁論でその主張内容が伝わったかという点を中心に伺ってきたいと思います。1番の方が参加された強盗致傷の事件は、審理に2.5日くらい、評議及び判決に2.5日くらいというように5日間の日程で行いましたが、1番の方、何か御意見をいただけますでしょうか。

1番

冒頭陳述は、裁判員に選任されてすぐに聞いたことから、その内容をきちんと理解するのが難しかったです。今までは、何か事件が起こっていても自分には関係ないと思っていたことから、今回裁判員に選任された際に心の準備が十分でなく、頭に入れるのに時間がかかりました。それでも、その後に審理が進み、順序立てて証拠を見ていく中で、徐々に理解が進んでいったと思います。

司会者

1番の方が参加された事件では、事実関係には特に争いがなく、その量刑が中心的な

内容でしたが、その点から何を中心に判断すれば良いのかお分かりになりましたか。

1 番

罪を犯した人は、裁きを受けなければならないという気持ちがありましたが、どのように刑が決まっていくのか理解をしないまま裁判員として参加しました。順序立てて一つ一つ積み重ねて結論を導くということを実際に体験できて良かったです。感情に左右されずに、全員で協力しながら証拠を基に考えて意見を主張できる雰囲気だったことも非常に良かったです。

司会者

ありがとうございました。次に、2番の方が担当された事件は、審理に2日、評議及び判決に2日というように4日間の日程で行いました。犯罪の成立自体には争いがなかったものの、カッターナイフの刃が出ていたか、膝蹴りをしたか、階段のどのあたりで転んだかといった具体的な内容や態様について当事者間に争いがありましたが、冒頭陳述や論告弁論から、どのような点を判断すればよいかということがお分かりになりましたか。

2 番

被害者が女性の方でしたが、検察官も女性で被害者の女性の立場に立って丁寧に説明していただきました。カッターナイフの刃が出ていたかどうかという点については、仮に刃が出ていなくてもそのような状況であれば怖いのではないかとも思いましたが、刃が出ていたかどうか判断しなければならないということが印象的でした。あと、検察官が事実関係で争いのある点に言及しているにもかかわらず、弁護人が情状酌量の話しかしない点がどうなのかなとも思いました。また、本当に金品だけが目的だったのかなとも思ったりしましたが、その点については、本件では考える必要がないということもわかり、切り離して考えました。

司会者

ありがとうございました。弁護人の主張の比重が情状に置かれていて、争点についての主張がないというお話がありましたが、確かに冒頭陳述で検察官が争点を上げていたにもかかわらず、弁護人の冒頭陳述での話が上手くかみ合っていなかったと感じる部分が私たちにもありました。弁護人のそのような態度については、どのように感じましたか。

2 番

弁護人が国選弁護人だったのですが、国選弁護人とはこのようなものかなとも思いました。個人的な意見ですが、情状酌量の話だけしかしないのが本当に弁護なのかなと疑問に思いました。

司会者

最初はそのような点を疑問に思ったということですが、最終的に評議の段階では争いのある事実、すなわちカッターナイフの刃が出ていたかななどを判断しなければならないという点は御理解いただいたということで良いでしょうか。

2 番

理解いたしました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方にお聞きします。担当した強姦致死等の事件では、審理の回数が18回、評議が9日間くらい行われました。特に、何度も冒頭陳述を行ったり、意見も何回か述べたりされましたが、冒頭陳述や論告弁論の内容を理解できましたでしょうか。

3番

冒頭陳述に関しては、後から考えると、初日に聞いたときにはきちんと呑み込めていなかったかもしれません。しかし、期間が長かったので、慣れていくというか、自分の中でも整理する時間が持てたので、その意味では判断に必要な理解をすることができたと思います。

司会者

冒頭陳述で明らかになっている内容を評議で検討する内容として理解するのに何か役に立ったものはありましたか。

3番

第1事件から第5事件までであり、証拠も大量に提出されたことから、それらの整理のためには、時系列表が役に立ちました。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方も同様の質問ですが、お願いします。

5番

検察官と弁護人の説明について、弁論メモをその都度いただいたり、パワーポイントを利用して説明がされたりして、すごくわかりやすかったです。ただし、証人尋問では、少し早口であったり、声が聞こえづらいことがあったりしました。

司会者

同じ質問になりますが、冒頭陳述で何を判断すればよいのかについては、最初から理解できたか、それとも徐々に理解が進んだのか、どちらだったでしょうか。

5番

しっかり覚えていませんが、最初は、法廷にいることだけで一杯一杯だったので、徐々に理解が進んだという記憶です。

司会者

ありがとうございました。6番の方、同様の質問ですが、お願いします。

6番

5番の方と同じで、その都度いただいたメモをについてはわかりやすくまとめられていたのですが、最初のころは、正直に言って何をどのように話したらよいのか、何を自分なりに理解したらよいのか、全然わかりませんでした。ただ時間だけがあつという間に過ぎるといふ感覚にもなりました。それでも、慣れてきたというとおかしいですが、徐々に理解が進んで整理ができてきたというように感じました。

司会者

検察官や弁護人が作成した資料がいくつかあったと思いますが、それらは見やすかったでしょうか。

6番

私自身は、見やすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、7番の方、同様の質問ですが、お願いします。

7番

冒頭陳述については、内容が難しいというのが第一印象で、何をどのように判断すればよいのか悩んだことを覚えています。審理の進行のために、各証拠の目次が初めに出されていて、それに対応する形で検察官と弁護人が資料を提出したのですが、最初にメモを渡されたときには、どのようなことを書きこんで、どのように使えば次の評議に生かせるのかわからず、しばらく白紙のままだったと思います。審理が進むにつれてメモの使い方やポイントもわかってきたのですが、最初にメモの使い方などについてオリエンテーションが半日くらいでもあれば、理解がもっと深まったのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。冒頭陳述や論告弁論のメモを結構活用しましたか。

7番

そうですね。私は結構書き込んだ記憶があります。

司会者

どういうことを書き込んで、どういうことを後で使おうと考えていましたか。

7番

証人が多かったので、どの証人がどのような証拠物を扱ってどのように証拠物が流れていったかということが今回担当した事件では結構出てきました。そして、証人が色々な証拠物に関わっていたので、最終的にタイムテーブルのようなものを作りましたが、それを整理するために書き込みました。

司会者

ありがとうございます。今の3番、5番、6番、7番の方の事件は、ある程度期間も長かったことから、理解が進んだという点もあると思いますが、1番、2番の方の事件は、比較的短期間で事件の内容を理解しなければならないということがあったと思います。その際の苦しみみたいなことは、ありましたでしょうか。1番の方、お願いします。

1番

期間が短いということよりも、裁判員として参加するという自体についての辛さが1番大きかったので、罪に対してとか期間に対してということについての気負いはありませんでした。3番、5番、6番、7番の方の事件のように報道で多く取り上げられていた事件と比べ、私が担当したのは、自分が裁判員になるまで内容を知らなかったという事件であり、事件発生時には取り上げられていたかもしれませんが、あまり気に留めていませんでした。事件の大小ということではないですが、比較的軽めの事件であったことから、5日間で判断をしなければならないことについて、特に短さも感じなかったし、その中で判断する難しさということについても、このような経験をしたことがなかったので、このようなものなのかなと受け入れたという感じで、難しさはなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。裁判員や補充裁判員を終えられた後にアンケートに協力していただいておりますが、そのアンケートによると、1番の方が担当した事件では、審理

のわかりやすさについては非常に評価が高かったのですが、弁護人の訴訟活動のわかりやすさという点ではそれほど評価が高くありませんでした。加えて、弁護人のスタイルややり方について指摘する意見も散見されましたが、審理の進め方について、弁護側の対応とか何か気になったところはありませんでしょうか。

1 番

被告人が2名いたのですが、1名には国選弁護人が選任されていて、もう1名には私選弁護人がついていました。先ほど2番の方も国選弁護人についてお話しされていましたが、そのやる気のなさというか、率先して刑を軽くしようというよりも早く事件を終わらせてあげようというような意識で弁護をしていたのかなと思いました。私選弁護人については、毎日手紙や反省文を書いたりすることを被告人に促しているのかなという点で一生懸命さを感じたこともあり、弁護人の違いをまざまざと見せつけられてしまいました。ですから、アンケートも比較して書いてしまったのではないかと思います。弁護人の対応の違いによって判断が変わるということはありませんが、印象は変わるということを感じました。

司会者

国選弁護人か私選弁護人かという点をおいても、弁護人として積極的に活動していけば、最終的に評議や被告人の量刑について大きく影響するというように感じられたということでもよろしいでしょうか。

1 番

そうですね。これまでは、弁護士の発言が私たちの気持ちに響くものというようには感じていませんでしたが、実際にそのように感じる点が多かったです。

司会者

検察官の訴訟活動については、どのようにお感じになりましたか。

1 番

元々の裁判のイメージが淡々と進められるというものだったのですが、検察官が冒頭陳述で抑揚をつけて、いわばドラマチックにわかりやすく説明されていて、非常に印象に残っていますし、逆にその印象が強すぎて弁護人の話を分かりづらいつ感じました。また、検察官の説明は、盛り上げるというだけでなくきちんとわかりやすく説明されていると感じるもので、聞いていて楽しかったというか、わかりやすかった部分が多かったです。

司会者

ありがとうございました。きっと検察官も喜んでいると思います。次に、2番の方ですが、同じようにアンケートの結果からは、弁護人のわかりにくさの点、特に話し方や話した内容が伝わらない点、あるいは、責任能力や心神喪失といった難しい言葉が出されるなどして理解が難しかったという意見が見受けられました。検察官や弁護人の話し方などについて意見があればお聞かせください。

2 番

私が担当した事件では、証拠もしっかりしていて審理すべき事実が3つだけでした。しかし、それに対する弁護人からの反論というのがほとんどなく、情状酌量の話ししかないという点は非常にさみしい感じがしました。また、裁判長から却下されましたが、



あまり事件に関係のない被告人の父親の職業の話まで出たことについては、小さなことですが、裁判手続でそこまで言う必要があるのか、不要ではないかと疑問に思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番、5番、6番、7番の方が担当された事件ですが、今度は7番の方から御意見を伺いたいと思います。アンケートの結果からは、検察官については非常にわかりやすいという意見がありましたが、弁護人については少しわかりにくい部分があるという意見も出ておりました。どのような点がわかりやすく、どのような点がわかりにくいのか、お願いします。

7番

弁護人の訴訟活動でも、当然わかりやすい部分もありましたが、一方で例えば、専門家の証人尋問で写真を提示する際にそこにあるということだけを確認するというやり取りが続いていて、その立証趣旨が「あるということ」なのか「写真を見たうえで専門家としての見識を聞きたいということ」なのかわからないということがありました。このように、弁護人として何を伝えたいのかくみ取れないことがあり、私たちが理解できなければ伝わらないということもあつたと記憶しています。

司会者

言いにくい御意見をありがとうございました。その点については、我々が公判前整理手続で整理する際にきちんと話を詰めておけば、弁護人のおっしゃりたいところも伝わったのではないかと思いますので、反省点だと思っています。これまで、検察官や弁護人の訴訟活動について御意見を伺いましたが、検察官や弁護人として実際に活動された方から質問等がありますでしょうか。検察官、いかがですか。

近嵐検事

冒頭陳述の分割について質問させていただきます。強姦致死等の事件については、冒頭陳述を5回に分けて行いました。私たちとしては、皆様の理解が一番進むようにと考え、冒頭陳述の回数を5回に分割し、テーマもまずは誰が犯人か、何があったのかというように組み立てて行いました。しかし、分割するとしても、最初に全体像を示し、その後には犯人性、罪体を示すというやり方の方が良いとか、そもそも情報を小出しにするとかえって理解を妨げるとか、別の御意見があるかもしれません。そこで、振り返って考えていただき、冒頭陳述の分割の在り方、分割回数や分割内容について御意見がありましたらお聞かせください。

司会者

冒頭陳述の分割については、3番の方に御意見を伺いたいと思います。分割したことで理解が進んだとか、冒頭陳述の分割の良かった点や悪かった点について、いかがでしょうか。

3番

冒頭陳述が分割されたことにより、その時に考えるべき事項がわかりやすくなった点もありましたが、後から思い返した時に、資料が多くなっていたので、それらを整理してまとめるのに時間がかかったという記憶があります。また、時系列表と照合して勘違いしていたことが判明したこともありました。メモを多くいただいたことでわかりやすい部分もありましたが、一般人の感覚からすると、文字だけでみると情報量が多くなっ

てしまい、分割されたメモの内容を理解してまとめるという状況になってしまうことから、そのような作業に長けていない人間からすると難しいと思いました。

司会者

ありがとうございます。5番の方はいかがですか。

5番

今思い返すと、最初に全体像を示してもらってから、2回、3回、4回に分けられた内容については、正直どのように分けられていたか頭に入っていないくて、例えば、評議で意見交換をしている内容が4回目のメモに書いてあるとしても、どれだかわからなくてどのメモを見れば良いか探すということが何回かありました。担当した事件の性質として証拠が多かったことありますが、分かれていてもいなくても同じだったと思います。

司会者

3番の方からも話がありましたが、分けられた情報を理解するために統合するという作業が難しかったでしょうか。

5番

そうですね。流れをつかみづらいということもありました。

司会者

弁護人の方から、何か質問はございますか。

渡邊弁護士

弁護人の訴訟活動について気になった点や何か改善点等があればお教え下さい。

司会者

では、6番の方、お願いします。

6番

私が担当した事件には、弁護人が3名おりました、そのうち2名の方の発言で要点が何であるかわからないということがありました。

司会者

では、5番の方も何かあればお聞かせください。

5番

私は、弁護人側に座っていたのですが、弁護人席での発言は聞こえたものの、証言台の近くで話しているときの声が良く聞き取れないということがありました。

司会者

聞こえないと理解が進まないということにつながりますか。

5番

はい。何を質問して、何を答えたのかわからずに、後から部屋に戻って、他の人に確認したりすることもありました。

### 第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

それでは、2番目のトピックである証拠調べとその理解のしやすさについてお話を伺っていきます。1番の方の事件は、2名の被告人がいた強盗致傷の事件で、証人尋問と

2名の被告人質問が行われました。被告人のうち、1名が暴行を加えた者で、1名が金品を持ち去った者という違いがあったり、先ほどお話があったように、弁護人の立証活動として反省文が非常に多く提出されるというような証拠調べが行われた事件でした。証拠に関する内容で何か印象に残ったものとか、参考になった証拠についてとか、何か証拠に関する御意見があればお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

1番

昨年4月のことなので、証拠について具体的な印象は特に残っていませんが、ここまできちんと証明するのだなと感じたことを記憶しています。比較的争点の少ない事件であったことから、冒頭陳述メモでリアットをしたとか、タイルに打ち付けたという記載があって具体的なイメージを持つことができましたが、リアットをした体の被害部位や犯行場所であるタイルの場所などが写真で提出されていたので、自分のイメージとも合致し、役に立ったと思います。

司会者

被害者の証人尋問も行いました。何をされたという部分については争いはありませんでしたが、実際に被害者の話を聞いたことで理解が深まったり評議に役立ったりしたことはありましたか。

1番

被害者がどのような刑でも良いから実情に合った刑を与えてほしいという意見や、自分の思い出が詰まった大事な物を失った悲しみなどを涙ながらにお話しされていて、非常に心を動かされました。それを聞いている被告人の姿勢も見る事ができたので、反省の度合いについての判断基準になった部分もありました。被害者として証言するのは非常に大変なことだと思いますが、証言することが大事なのだなと感じました。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方にも証拠調べに関する質問です。事実争いがあったことから、被害者の証言と被告人の供述とどちらが信用できるか問題になったと思います。証人尋問や証拠調べに関して、何か感じられたところはありましたでしょうか。

2番

私が担当した事件では、カッターナイフの刃が出ていたか、故意に膝蹴りをしたか、階段から突き落としたかの3点が論点でした。カッターナイフについては、きちんと証拠でも出ていましたが、膝で蹴ったことについては、被害者は故意だと主張するし、被告人は偶然当たったと主張していました。それがどちらなのか判断することについては、私たちには少し難しいところがありました。また、階段から突き落としたかどうかについては、一番上から落とすのと下の方で落とすのでは明らかに異なるし、それらを踏まえて被害者の証言と被告人の供述とどちらがより信用できるかを考えたりしました。被害者は、法廷ではなく別室で証言をしたのですが、その心情を考えたときに、金銭の問題ではなくどれだけ怖かったのかを理解することが大事であると感じました。裁判員としては感情移入しない方が良いとは思いますが、それでも共感してしまう点もあるのではないかと思います。とはいえ、この事件では、証拠がしっかりしていたので、感情に流されることなく最終的に判断に至ったということになります。

司会者

感情に流されずに判断をしなければなりません。他方において、被害者の証言と被告人の供述とどちらが信頼性を有するか、評議においても議題になったと思います。どのあたりをポイントにして判断すれば良いかについては、検察官の立証などで分かったということで良いのでしょうか。それとも、最後までわかりづらかったということがあったのでしょうか。

2番

基本的には、検察官提出の証拠でわかりましたので、最後までわからなかったという事項はありませんでした。ただし、膝蹴りが故意かどうかについては、状況判断でしかできないものともいえるので、私たち素人には判断が難しいなとも思いました。

司会者

その他の証拠との附合が判断につながったということですかね。それでは、3番の方、証拠調べに対して、いろいろ提出されたので絞りづらいかと思いますが、何か気になったり印象に残ったりしたことはありますか。

3番

公判が始まって間もなく、DNAについて全く理解していなかったところに、一から説明していただいたのですが、同じものについて検察官と弁護人で使う用語や呼び方が異なっていたことがありました。元々わからないものを理解しようとしている段階に別の呼び方で呼ばれたりすると、何の話しているのか分からなくなってしまいます。どちらかの用語に統一してもらえるとわかりやすかったのではないかなと思います。あと、個人的な意見ですが、写真についての説明でどの方向から撮った写真というのを延々と説明されることがありました。わかりやすさを求めるという点からは正確に説明した方が良いと思いますが、聞いている側としては少しだれてしまいます。

司会者

現場の写真の説明で、撮影方向がわかっているときには、むしろその説明が邪魔に感じることもあるということでしょうか。

3番

そうですね。各方面から撮影した写真ですというように流して説明していただいた方が良いのではないかと思います。手元に写真があるわけではなく、後で記録を確認することになりますが、それならば法廷での撮影方向の説明を聞いている時間が無駄な時間になってしまうのではないかとともに思います。

司会者

3番の方が担当した事件では、長い間審理をしていて何度も写真を確認していることから、最初の説明が必要だったのか疑問に思うということですね。

3番

そうですね。特に御遺体の写真などは評議室で良く見直したりしていたので、最初に聞いた説明内容を忘れてしまっているということがあったということだと思います。

司会者

ありがとうございました。写真の話も出てきましたが、5番の方、写真についていかがでしたか。

5 番

証拠の写真を見る前に、裁判官から事前に聞いていたので、自分の中では心の準備をしていたのですが、それでも衝撃が大きかったです。でも、終わってみて、そういった写真も証拠の一つであることから、しっかり見なければいけないものだなと思いました。写真はカラーだったので、最初は白黒とかにして欲しいと思いましたが、理解するためには、カラーで何がどうなっているかわかりやすくなっている必要があると感じました。

司会者

本当は見たくない写真だったかもしれませんが、見なければならぬと思うように徐々に変わっていったのは、なにか自分の中で変わった部分があったからでしょうか。

5 番

裁判が始まってすぐの段階で写真を見ましたが、その時は法廷にいただけで参加しているという感覚があまりなかったように思います。その後に話し合ったり法廷で話を聞いたりする中で、自分もしっかり意見を持って発言しなければならないと責任感が生まれてきてから、そういった考えに変わりました。

司会者

ありがとうございました。6 番の方に伺います。警察官が証人として複数人出てきたり、細かい物の移動や保管の状況など続けざまに立証がされたりしたこともあり、わかりにくい部分もあったと思いますが、それらを理解するための整理の工夫や嫌だったことなどはありましたでしょうか。

6 番

全体的に嫌だと感じたところはありませんでした。ただ、今日証人として出てきた人が数日後に別の事柄で証人になることもあり、その時に顔を思い出さなければということが多いのになかなか顔と名前が一致しないことから、洋服やメガネなどの特徴で思い出したりするなど、証人の多さには少し苦労しました。それでも、必要な証人ですし、最後の方には多くの証人からもっと話を聞きたいと思うようになりました。

司会者

同じ証人が何度か出てくるという点については、証言として必要な部分に分かれていたことがあると思います。その際に、この人は何の立証のために出てきたかわかったかどうかについては、いかがでしょうか。

6 番

前もってどのような証人がどのような立証のために来るかの情報を得ていたので、わかっただけで聞くことができました。

司会者

ありがとうございました。7 番の方はいかがでしょうか。この事件ではわからない事情が多くて、間接的な証拠も出てきましたが、何か証拠調べで印象に残っているところ、例えば繊維や防犯カメラなども出てきたと思いますが、そのあたりで印象に残っていることはございますか。

7 番

一番メインの論点だったのがDNAで、しかもDNAについては審理の冒頭から出ていたのですが、説明やパワーポイントがわかりやすかったので、理解できたと思います。

しかし、DNAがメインの論点すぎるという感覚もあって、防犯カメラや繊維については、大事だと思うもののどのくらいの重要性があるのだろうと思ったりしました。

司会者

どのような事実を明らかにするために、検察官や弁護人が立証しているということについては、理解できたということで良いでしょうか。

7番

それは、わかりました。

司会者

話に出なかったもので、動物の関与も論点になりましたが、この点については、いかがでしょうか。

7番

その点については、専門家の説明をそのまま受け入れてしまうというような感覚がありました。納得せざるを得ないというか、専門家から関与がないと言われればそうなのかというように思ってしまったので、専門家がそのような鑑定書を書いた場合には、それに疑問をもつことは難しいと感じました。

司会者

検察官は、証拠調べに関して何か質問がありますでしょうか。

近嵐検事

一点だけ確認させてください。今回、専門家の方々が数名証人として出ましたが、基本的には、パワーポイントを使ってプレゼン方式で尋問をさせていただきました。一方で、一問一答方式で専門家の尋問を行ったものもありました。どちらが理解しやすかったか、印象をお聞かせいただければと思います。

司会者

それでは、3番の方、お願いします。

3番

個人的には、パワーポイントがあった方がわかりやすかったと思います。なぜなら、それを配っていただいたので、その上での質問であればそこに自分が気になったことを書き込めば良いですし、一問一答だとずっとメモを取ることで意識が散漫になってしまうということもあるように思ったからです。話を聞くという観点からは、パワーポイントがあったことが助けになりました。

司会者

どこが重要か、ポイントが示されていることがわかりやすさにつながっているということですか。

3番

そうですね。

司会者

5番の方、いかがですか。

5番

私もパワーポイントがあってわかりやすかったです。また、パワーポイントの資料をずっと見ているというのではなく、一問一答もあり、会話として耳に残るのでそれも良

かったと思います。

司会者

パワーポイントでポイントを絞りながら、一問一答で記憶に残る部分を尋問するとい  
うところが良いのではないかとということでしょうか。ありがとうございました。6番の  
方は、どのような印象ですか。

6番

私も5番の方と同じで、全部がパワーポイントだと良いというものではないと思いま  
す。個人的には、専門家の方が数名証言されましたが、わかりやすかったなと思いま  
した。

司会者

7番の方、いかがですか。

7番

私もパワーポイントがわかりやすかったと思います。あと、説明の前に渡してもらっ  
た方がスライドを見ながら気になったことをすぐにメモすることができますし、戻って  
全員で評議するときにも役立つと思いました。例えば、DNAの関係でどこにピークが  
出ているかというようなことを検討するとき、スライドであれば次に進むと再度確認  
することができなくなってしまいますが、手元があれば可能になります。ですから、今  
回のような事件の場合には、あらかじめパワーポイントの原稿を渡してもらえればわか  
りやすいと思います。

司会者

ありがとうございました。弁護士は、何かお尋ねになりたいことはありますか。

渡邊弁護士

今ほど話が出ていたとおり、我々もパワーポイントがあって理解の助けになったと思  
いましたし、わかりやすいというのはあると思いますが、一方でその印象が強すぎてそ  
の内容について疑問を抱きづらいという部分はなかったでしょうか。

司会者

パワーポイントで出されてしまうと、あたかもそれが事実だという前提のようになっ  
てしまって、それを疑ってかかるということが出来るのだろうか、その証人の証言をき  
ちんと評価することができたのかということだと思いますが、7番の方、いかがでしょ  
うか。パワーポイントの内容とその評価とを分けることができましたでしょうか。

7番

正直難しかったと思います。例えば、動物の関与について、この地域にはどの種類の  
動物しかいないとか言われると、その点について疑問を持ちづらいということもあるの  
ではないかと思います。パワーポイントをどのような論点で使うかにもよりますが、わ  
かりやすいということがある反面、その内容を信じやすくなるということもあると感  
じました。

司会者

今の話は、証拠からどういった事実を導くかということと、導かれた事実を最終的に  
どのように評価するかというように二段階あって、その証拠から導かれる事実について  
は誘導されやすい部分があるものの、最終的な評価については我々の方で判断をするの

だということであり、そこはきちんとできたという趣旨だということによろしいでしょうか。

7番

はい。

司会者

6番の方、いかがですか。パワーポイントが出されてしまうとそのまま受け入れてしまっただけで批判的に見られないのではないかという弁護士からの質問なのですが、そういったところはありましたか。

6番

確かに、その道の専門の方がわざわざ法廷に説明に来られたものですから、信じやすくなるということはあるかもしれません。しかし、私自身は、今から思い返すと、専門家の説明がその後の評議で話し合う時にも前提になるとしても、そのような説明があったからと言ってそのまま受け入れたということにはなかったように思います。なお、私が証言を聞いていて面白かったというか、参考になったというのは、動物の関与に関することでした。テレビでDNAの話を書くことはありますが、動物の関与についての話を聞くことはなかなかなかったからです。でも、その動物の関与についても、特に先入観を持つこともありませんでした。

#### 第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

それでは、3番目のトピックとして評議の進め方、話しやすさについてお話を伺いたいと思います。評議を進める前提として、これまで話が出てきていた検察官や弁護人の進め方や証拠の取り上げ方、また争点などの整理の仕方というところも一つあるのかもしれない。ですので、評議がどのように進んでいったか、きちんと意見が言えたかというところなど、率直に裁判官として聞いておきたいと思います。まず、1番の方からお伺いしたいと思います。特に、1番の方の事件は、若い被告人の事件であり、その共犯の2人にどのように差を設けていくのか、少年時代の非行内容をどの程度量刑に反映させていくのか、そういった難しいところもあったかと思います。

1番

評議では、思っていたよりも全員で意見交換できたのではないかと考えています。検察官も話していましたが、昔の非行歴が影響していくということと再犯を繰り返すのではないかとということがポイントとなり、今回の事件の評価に再犯を犯すかどうかということを加えて考えていくということが最初は分かりませんでした。今回の事件のことだけであればそれほど重いことではないのではないかとおもわれますし、一方でこれからも同じようなことを繰り返すおそれがあるとか、出てきたばかりでまだ保護観察中というような付随的なものがどんどん付け加わって、自分たちの中でも考えるべきことが膨らんでいってしまい、最後に整理したり取りまとめたりすることに苦しんだという部分があったのかなと思います。また、参加する前には、評議の中で皆が出し合った意見を法廷の中で実際に質問するという想像していなかったもので、衝撃的な体験でした。

司会者



1 番の方は、ほぼ毎回証人や被告人に対して質問していたと思いますが、そういった証人尋問や被告人質問で自ら質問することというのは、自分が判断する上で重要な要素だったと思いますか。

1 番

自分で質問するということが大事かどうかは分かりませんが、評議の中で思ったことを自分の中で理解するためにも、そういったことが必要だったのかなと思いました。

司会者

2 番の方、評議に関してはいかがでしょうか。2 番の方の事件は検察官の方が求刑 8 年、弁護人の方が 4 年という科刑意見を出してきました。その中で酌量減軽をしていくのかなどが評議のポイントになりましたが、評議の中で十分に話ができたとか、他の人の意見を十分に聞いたかなどについてどのようにお感じになりましたか。

2 番

今回の事件では、裁判官 3 人に裁判員の意見を本当によく聞いていただけました。それから肝心な部分では考えをまとめていただいたりしたので、非常にやりやすかったです。ただ、求刑について検察官と弁護人とでここまで差があるのはどういうことかと思いましたが、そこで参考になったのは量刑グラフでした。評議では、自分は感情的になって余計なことを言ったかもしれませんが、うまくみんなの意見を言い合えたと思います。もう一つ感じたことは、裁判所に来る前は堅苦しいところという印象を持っていましたが、今回裁判官の方々と接する中で、こんなに裁判所は開けていて気さくなところだったのかということです。今回の裁判は、裁判員としてやりやすかったと思いますし、その点で裁判官にお礼を申し上げたいです。

司会者

いつまでも聞いていたい御意見をありがとうございました。今、量刑グラフの話が出ましたが、やはり自分の意見と量刑グラフの客観的な資料との融合というか、そういったものはあった方がよかったという意見でよろしいですか。

2 番

素人で刑とかよく分からないので、あった方がよいと思います

司会者

ありがとうございました。7 番の方、評議に関していかがですか。

7 番

補充裁判員という立場だったので油断というか、後ろから見てれば良いのかなと思っていましたが、評議では裁判員の方々と同じように意見を求められましたし、同じように発言させていただきました。少しぼんやりしていると裁判長から急に質問がくるなど裁判員と同等に扱っていただいたので嬉しかったです。内容に関しては、1、2 番の方と同じように、話しやすい雰囲気の中で発言できたので、発言しづらいつか、そんなこと聞いたらダメだとかいうこともなく、自由な意見が言えて良かったです。

司会者

長期間で疲れませんでしたか。

7 番

正直疲れしました。それは内容の問題というわけではなく、遠方から通っていたので肉

体的に疲れたということでした。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、評議に関してどういった感想ですか。

6番

最初は、頭の固いところに来たのかなと思っていたのですが、1番、2番の方と同じように、裁判官の方々が皆に平等に意見を振ってくれたり、冗談も通じたり、本当にアットホームな感じでした。

司会者

この事件はいろいろと報道もされていて、新聞やテレビなどの情報に接することがあったと思いますが、評議をしていく中で何か報道の影響は感じましたか。

6番

今まで専業主婦だった自分が裁判員になり、家事と掛け持ちをすることになって余裕がなかったことから、あまり朝夕のニュースも見なかったし、新聞も読みませんでした。ですので、この事件にかかわっているからという理由で、特に気にして新聞などを見るということはありませんでした。

司会者

ありがとうございます。5番の方、いかがですか。

5番

皆さんがおっしゃるようによく話やすかったです。私は、多分質問を振られなかったら発言できなかったと思いますが、竹下裁判長が平等に質問してくれたので、自分もしっかりと発言できました。

司会者

報道の在り方や意見、あまり報道されすぎると評議に影響が出るとか、何か感じたことはありますか。

5番

影響を受けたということはありませんでしたが、間違った形で報道されたりしてないかなと気になって新聞は見っていました。

司会者

ありがとうございます。評議に関してこの点はどうだったのだろうかということは、評議の秘密に触れるところがありますが、何か検察官や弁護士の方で質問してみたいことはありますか。

近嵐検事

今回は、DNA型鑑定の証拠調べが終わった後に中間意見というものをさせていただきましたが、ああいった中間意見があった方が理解が進んだのか、それとも最後にまとめてやったほうが良かったのか、その点についてご意見をいただきたいと思います。

司会者

中間意見でDNA関係の意見が出てきて、それを基に我々としては中間評議を途中で行ったわけですが、中間にDNAならDNAだけの話をしておくということが良かったのか、悪かったのかを含めて意見があればお聞かせいただきたいということだと思いますが、3番の方、いかがですか。

3 番

DNA というものがどういうものかやっぱり分からないところがあったので、区切っていた方が整理もしやすいですし、その時点で自分の中でどちらの意見を取り入れるかを判断する良い機会になったと思います。あとは、検察官からいくつかのメモが出されましたが、デザインがどれも似ていたの、見た目に違いがあれば分かりやすかったかなとは思っています。

司会者

今の中間意見の点ですが、5 番の方、いかがですか。

5 番

やっぱり証拠とか、証人として出てきた方が多かったので、中間意見メモとしてもらったのは分かりやすかったです。

司会者

弁護士から、何か質問はありますか。

渡邊弁護士

私に関与した事件でなくても構わないのですが、評議の中で検察官、弁護人が提出した論告とか弁論メモなどで、役に立ったとか、または逆にあまり役に立たなかったとかあれば教えていただきたいと思います。

司会者

1 番の方、いかがですか。1 番の方の事件は被告人が 2 人いて、弁護人も 2 人いたことから、それぞれの形式や内容が違っていたと思いますが、それらを比較して弁護人の弁論の在り方で何か自分なりの理解が変わっていったのかとか、評議するうえでの役立ち方が違っていたとか、何か感じたことはありましたか。

1 番

私の担当した事件では、被告人の 1 人が反省文とか手紙を何回か書いていて、本人が反省しているということの裏付けとしてそのような書面を多数提出していましたが、それが判断の基準になったかという点あまり影響はなかったかなと思います。また、文章自体もあまり反省がうかがえるようなものではなかったように思うので、そういった点では少し過剰だったのかなとも感じました。

司会者

ありがとうございます。反省しているという点ただ反省文を出しただけ、そしてそれを弁論に記載しただけでは判断の材料になるものではなく、その実質がどのくらい伴っているのかということと相まって、評議でも判断の基礎となる事項に該当することになるという趣旨と理解させていただきました。

## 第 5 記者からの質問

記者（産経新聞）

私から 2 つ質問させていただき、そのあとに各社から順次質問させていただきます。1 つ目の質問は、3 番、5 番、6 番の方にお尋ねします。皆様が担当された事件は、新潟地裁にとって過去最長期間の裁判員裁判で、先ほども非常に肉体的に疲れたという感想をいただきましたが、昨年 12 月 10 日の判決から約 2 箇月半たった現在、メンタル

面で何か変化はありましたか。例えば、これまでの間に夢に出てきたりとか、何かあるたびに思い出したりとか、心の在り様をお伺いしたいと思います。

司会者

では、3番の方、お願いします。

3番

個人的に何も変わっていません。ただ、裁判というものに触れたことによって、こういう物の考え方があるんだなと感じたことが日常生活に影響したと言えますけれども、それがマイナス要素として生活に影響してくることは全くありません。

司会者

では、5番の方、お願いします。

5番

私も3番さんと同じで、思い出すことは結構ありますが、それが悪い影響ではなく、良い経験として思い出されます。

司会者

6番の方、お願いします。

6番

3番さんと同じで、メンタル面で何かあるかという点、何もありません。裁判員であった期間が長かったので、たまに裁判官や裁判員の方々が今も元気にしてるかな、また時間があったら会いたいなとか、そう思うことはあります。

記者（産経新聞）

今度は、6番、5番、3番の方の順にお伺いしますが、被告人に対する質問の中で、もう少しこれを聞いておけば良かったなとか、裁判が終わった後にモヤモヤ感とか何か思いはありましたか。

6番

正直そういうことはありません。

記者（産経新聞）

聞きたいことは聞けたということですか。

6番

裁判長が刑を宣告した時点で、今回の事件が一切終わったように感じた自分がいますので、あの時もっと聞いておけば良かったなということはありません。

司会者

5番の方、お願いします。

5番

私も6番さんと同じで、今の時点で思い出すことはありません。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

当時はあったかもしれませんが、正直あまり覚えていません。もっとも、聞いたとしても答えが予想できるような質問だったと思いますので、あえてこれを聞いておけばというのではないですね。ただ、途中で被告人がメモしていたことがあって、それを見てみ

たいなと思ったことはありました。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。私からは以上です。

司会者

他の方で何か質問がある方は挙手願います。どうぞ。

記者（共同通信）

先ほど竹下裁判長からもお話がありましたが、報道の影響ということでお伺いしたいと思います。メディアも裁判員裁判が始まってから特に評議に影響を与えないようにとの意識を持ってはいますが、何かこの部分が違うのではないかとか、報道を見てこういうところはどうかと感じたようなことがあれば、今後の勉強のために御指摘いただきたいと思います。

司会者

全員の方に聞きましょうかね。1番の方、お願いします。

1番

事件が起こってから大分時間がたった後に裁判員裁判が始まりますので、裁判員になって初めてこの事件はなんだったのと改めてゆっくりと考えることになりました。ですから、3、5、6、7番の方の事件のように印象に残るものと印象に残らないもので報道の在り方についてどうかと聞かれると、私が担当した事件に限って言えば、事件を思い出すとっかかりにはなりますが、判断に違いが出てくるかということはないと感じました。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

マスコミの報道の仕方によっては、影響が出ることもあるのではないかと思います。我々一般市民が最初に事件を知るのはマスコミを通してですから。マスコミは確かに事実を伝えているのですが、一つの事件をとっても全国的に扱うのと地方で扱うのでは関心度も違いますし、報道の影響はあると思います。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

たぶん各会社によって配慮に関する基準が異なると思うのですが、自分が法廷で見たものと次の日にテレビとかで報道されるものを比較して、こういうふうには報道されるんだというのを逆に楽しんで見ていました。実際に自分が感じている印象とだいぶ違うものが多くあったのかなということは思いました。

司会者

5番の方、お願いします。

5番

やっぱり人それぞれとらえ方が違うと思うので、自分が裁判に参加していてこうじゃないかなと思っていたものが、報道する方からは違うように見えていて、それがニュースで流れると何か違うなと感じることが自分の中でありました。

司会者

それは、今回担当された事件でということですね。

5番

そうです。自分が裁判員をやっているからこそ見えた部分でした。

司会者

6番の方、いかがですか。

6番

私も自分が参加した裁判員のことだけでなく、やっぱりテレビなど報道の影響は大分大きいと思います。人間は目で見て、耳で聞いてということが印象に残りますし、台所に立っていてもニュースが流れると見てしまうので、影響はあると思います。

司会者

7番の方、お願いします。

7番

自分が補充裁判員として携わっている最中は、時間の関係でテレビを見られませんでした。新聞は見ていましたが、その内容に関しては裁判でやっていることが忠実に記事にされているという印象を受けました。その後別の裁判員裁判で新潟のニュースを見ると、自分が経験したからこそ、ああやってるなとか、今はこういう評議をやっているんだなとか、裁判官の皆さんは元気かなと思ったりしてました。こういう経験をさせていただくと、一般市民が裁判を身近に感じる機会になるので良かったなと思います。

司会者

他に質問はありますか。

記者（共同通信）

今の質問に関連して、ここが自分の印象と違うというお話がありましたが、具体的に明示していただけますでしょうか。言える範囲で結構ですし、覚えている範囲で結構ですが、こういう報道されているけれど、そうではなくて実際はこの部分に重きを置いていたんだけどというようなことがあればお願いします。

司会者

5番の方でしたかね。何か今覚えていることはありますか。

5番

思い出そうとしてみましたが、よく覚えていません。ただ、被告人の様子については、私たちからは顔が見えているので、証言台に立ったときの被告人の様子がこうだったなという印象がありましたが、報道機関の方々から顔が見えず、後ろから背中をみるという状況だったことから、自分が感じたものと違うなと思ったことがありました。

司会者

3番の方、どうですか。

3番

よく覚えていません。

記者（毎日新聞）

3番さんから7番さんにお伺いしたいのですが、強姦致死事件に関して、犯人の自白や目撃証人がいない中で推認するしかなかったと思いますが、その中で判決を出して、

出された判決に疑問とかうやむやな点とか、まだ疑問が残っているとか、後悔しているとか、これしかないんだと思って出したのか、何かあれば教えていただきたいと思いません。

司会者

最終的な判決についての自分の感想ということによろしいですか。

記者（毎日新聞）

そうですね。

司会者

では、3番の方どうぞ。

3番

判決については、皆で決めたことであり、ただそのように決まりましたということだけの話です。

司会者

5番の方。

5番

私も皆で話し合っただけだったので、今はどうこう思いません。

6番

私も5番さんと同じで、皆で評議して決めたものなので特に何もありません。

司会者

7番の方、いかがですか。

7番

同じくいろいろな意見が出た中で皆が導いた答えなので、納得しています。

記者（毎日新聞）

ありがとうございます。

記者（時事通信）

それぞれの事件での評議のことをお伺いします。評議については、私たちからはどのように行われているかわからないので、どういった話し合いの結果からこういった判決が導き出されたのかとても興味のあるところです。先ほど評議の進め方の話では、皆様からのプラスの評価が多かったですが、逆に難しかったところとか、何か意見が衝突した場面があったとか、評議の過程で苦労したところがあったら教えてください。

司会者

1番の方からいきましょうか。何か評議の過程でこういうところが苦労したとか、うまくいかなかったなというところがあればお願いします。

1番

今思い返すと、5日間という短い中で決めなくてはいけないというところが大変でした。他の方から、最初意見が出なかったとか、メモをまとめることができなかったというような話がありましたが、それを一つ一つ繋げていくとか、つぶしていくという過程を全員でやっていく中で、少しずつ全員の意見が統一されて結論が出ました。考えるとつかかりとかきっかけを証拠やメモで示していただけだったので、それほど難しさや大変さを感じることはありませんでした。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

そんなに難しいことはありませんでした。ただ悩んだのは、検察官の求刑と弁護側の意見が4年も違っていたところ、量刑グラフを参考に検討するものどうしても今回の事件で自分の感情をプラスして考慮してしまうことがあったことくらいで、別に評議で苦労はなかったです。

司会者

では3番の方。期間が長かったので、結構苦労しましたよね。

3 番

そうですね。ただ、裁判官の方々の御尽力というか、情報をまとめることを率先していただいて、僕らの意見も含めた上で評議を進めていただきましたし、逆に時間が長かったからこそいろいろなことを言い合えたということもありました。

司会者

5 番の方、いかがですか。最初はただ参加しているだけでなかなか評議に参加できないのではないかと思ったとの話もありましたが、その辺の苦労などをお話しいただけますでしょうか。

5 番

人見知りでもあったので、最初はなかなか発言しづらかったということがありました。でも、3 番の方もおっしゃっていたように、裁判長や裁判官の方々がうまく意見を聞いてくれたり、まとめていただいたりして評議が進みましたので、やりづらいだとか、苦に感じたことは一度もありませんでした。

司会者

6 番の方、どうぞ。

6 番

私も皆さんと同じで、裁判長や裁判官の方々が全員の意見を引き出すようにしてくれたことが大きかったです。1 人1 人に質問を投げかけてくれて、どのように思っている発言をさせていただいたので、苦労はなかったですね。逆に楽しかったです。

司会者

でも、考えてもいないところで急に意見を聞かれて、嫌だったということはないのですか。

6 番

緊張感を持つことができて良かったです。

司会者

7 番の方、いかがですか。

7 番

私も同じで特に辛さを感じたことはなかったです。今回、中間意見を受けて中間評議をしましたが、それをやったことにより、最後の評議のときにはこういうことをまとめるんだなというイメージを持つことができたので、後半の審理がやりやすくなりました。そのおかげで最後の評議のときにも皆が意見を言いやすかったですし、逆にこうい



うことを聞かれるからメモしておかなきゃというような準備ができてやりやすかったです。私は結構細かいこと言ったと思うのですが、小さい疑問点などでもこれを言っちゃいけないよなみたいな雰囲気はなく、皆様に優しく応えていただき感謝しています。

司会者

7番の方は、補充裁判員だったことから、裁判員と同じように参加するのではないと思っていただいてもいいかもしれませんが、そのあたりはどうですか。

7番

最初は、そのように思っていました。何かあったときに代わるというのは分かっていたのですが、何かあるまでは法廷にいるだけかなと思っていました。しかし、そうではなかったので逆にありがたかったです。

司会者

他に質問はよろしいですか。

記者（テレビ新潟）

裁判員の皆さんに2つお聞きしたいのですが、1つ目は、この裁判員の経験をどなたかに話したことがあるか、あればその理由を、なければその理由をそれぞれ教えてくださいと思います。2つ目は、どこまで話していいのかという不安はありますでしょうか。また、差支えなければ竹下裁判長にもお聞きしたいのですが、私も裁判員の経験がないもので、裁判員の方にどのように守秘義務の説明をされていたのかを教えてくださいと思います。

司会者

裁判員として選任された直後に、法律で説明しなさいと決まっている内容を裁判所から説明しています。その中に守秘義務があって、守秘義務を守っていただくことと、その守秘義務については評議の秘密、つまり評議室の中での秘密に限られるので、感想などは自由に発言してもらって構いませんよ、という話をしています。その際に、個別の内容について自分だけで判断できないというところがあれば、こちらに教えてもらったり聞いてもらったりすれば判断しますという説明をしています。1つ1つの事項を挙げて守秘義務に抵触する、しないという説明をしているわけではありません。ある意味では裁判員任せというところがあるかもしれませんが、評議や雑談する中でこれは言っただけでいいよねというところを皆様何となく理解していただいているのではないかなと感じています。それでは、7番の方から聞いてみます。

7番

裁判員裁判が終わった後に家族からいろいろ聞かれましたし、終わって仕事に復帰するときには、会社の人間からもニュース見たよとか、どうだったという感想を聞かれましたので、それらに対して私の思ったことを伝えました。内容に関しては守秘義務があるという説明を受けていたので、なんでこの判決なの、なんで死刑じゃないのとか聞かれましたが、守秘義務に反するような事項に関しては、答えないように気を付けていました。

司会者

何か聞かれて、話していいのか悪いのか分からなかったというようなことがありますか。参考に聞かせていただけますか。

7 番

露骨にどういう意見があったかというようなことは、守秘義務に触れるとわかっていたので、それは言えないよと伝えました。一番多かった質問は、今回の事件では何で死刑にならないのということでしたが、それはもう法律がそうなっているとか、法定刑で死刑がないとか話しました。その辺りのグレーゾーンが難しかったかもしれません。

司会者

6 番の方、どなたかに話されましたか。

6 番

私が裁判員をしていることについては、息子夫婦と夫と娘しか知らなくて、今でも友達には裁判員をやっていたことを言っていない。やっている最中は裁判員であると言っ  
てはいけないと言われていたので、友達から最近連絡しても出ないよねとか言われた  
ときに他の仕事に行っているとか伝えていました。今でもあえて友達に裁判員をやっ  
ていたとは言っていない。

司会者

それは積極的に言わないということであって、むしろ先方から聞かれたりすれば話し  
てもいいかなと思っているのでしょうか。

6 番

それも思っていますが、裁判員であった時に自分から頼まれ仕事に行っていると言っ  
てしまっているので、今さら実は裁判員だったとも言えないですし、逆に言ったら反応  
がすごいだらうなと思うことから、結局言っていない。

司会者

5 番の方、お願いします。

5 番

私は、家族と職場の方とすごく信頼している友人一人に話しました。

司会者

話した理由というか、家族だからということでしょうか、何か自分なりのポリシーみ  
たいなものはあるのですか。この人たちなら話していいけど、この人たちには話さない  
とかいったことはありますか。

5 番

家族とは一緒に住んでいるので、自分の中にあったモヤモヤとかを話していましたし、  
職場は長期の休みをもらっていて皆知っていたので話しました。友人に対しては、裁判  
中に家に居たくないことがあった時に、そのときはけ口というか、会って話しました。

司会者

こんなこと話していいのかなとか、いけないのかなと悩むことはありましたか。

5 番

これから話すとしても、それが守秘義務に触れたらとってしまうので、自分の中  
では今でも線引きができていないかもしれません。

司会者

3 番の方、いかがですか。

3 番

裁判員をやっていたことを結構普通に話したりしています。今新潟に住んでいないですし、時間も経っていることから、都市部の方ではそれほど注目度がないというか、覚えていないということもあります。こういうことが起きた事件に二箇月間裁判員として携わったという話をすると、驚いてもらったり、仕事の関連で話が膨らんだりしています。あとは、守秘義務に関しては、審理の終わりくらいのころに竹下裁判長に深く聞かせてもらったので、そこはある程度大丈夫かなと思っています。7番の方と同じように、なんで死刑じゃないのという質問が多いですが、そういう法律だからという受け答えをしていました。

司会者

2番の方、どなたかに話されましたか。

2番

家族にはもちろん話しました。それ以外では、裁判員選任期日の当日にゴルフのコンペが入っていたのですが、コンペの欠席理由として裁判員の選任手続があるということと言ったくらいです。そのあと、コンペの仲間から何の裁判だったと聞かれましたが、それは守秘義務があるからと言って答えていません。

司会者

特にこのことを話していいのかとか、いけないのかとか悩まれることはありますか。

2番

それはいいですね。話さないで悩まないです。

司会者

1番の方、お願いします。

1番

私も家族と、休みをいただく関係で職場の方に裁判員になったのという話をしましたが、中身については職場に復帰してからも一切話していません。大変だったということは伝えました。それと、執行猶予は何年以下でないといけないということは私が驚いたことだったので、子供にそのことを話しました。

司会者

話さないというのは、守秘義務がどこまで分からないからこんなこと話してはいけないのではないのかという自分へのプレッシャーなのか、それとも何か別の配慮で話さないようにしているのか、その辺りはいかがですか。

1番

もともと守秘義務を守らなければいけないような職場にいることもあって、基本的には話すことはないですし、話す必要はないのかなと自分の中では思っています。

司会者

そろそろ時間にもなりましたが、よろしいでしょうか。以上をもちまして、裁判員経験者との意見交換会を終了とさせていただきます。終了にあたりまして、都築所長から一言御挨拶をお願いします。

都築所長

本当に御熱心な討議ありがとうございました。裁判員、補充裁判員の経験者の皆様の話を聞いておりました、最初はたぶん戸惑いがあったかと思いますが、いざ裁判が始

まると大変な熱意を持って取り組んでいただいたということが良くわかりました。本当に頭の下がる思いであります。また、いただきました御意見や御感想からは改善すべき点が多々あるという提案をいただいたように思います。皆様の御意見や御感想を踏まえながら、裁判員裁判の運営の改善にさらに取り組んで参りたいと思っております。皆様におかれましては、これからも是非裁判員裁判のサポーターのような気持ちで、報道等で接する裁判員裁判を見守っていただき、裁判員及び補充裁判員経験者として、また発言する機会がありましたら、その経験に基づく御発言をしていただけたらというふうに思います。今後ともよろしく申し上げます。